

農業集落排水新規加入をご希望のみなさまへ

農業集落排水事業完了地域の新規加入について

農業集落排水事業完了地域に新規加入するには、受益者分担金を納入し、個人負担で公共枿を設置していただく必要があります。

農業集落排水処理地区

農業集落排水の処理地区は、以下の10地区です。
(区域の詳細は下水道課までお問合せください。)

- ・西八田地区
- ・物部東部地区
- ・豊里東部地区
- ・志賀郷地区
- ・口上林地区
- ・高槻地区
- ・山家中部地区
- ・吉美地区
- ・物部地区
- ・東八田地区

受益者分担金

受益者分担金は、地区毎に定められています。
(詳しくは下水道課までお問合せください。)

新規加入の流れ

- 1 農業集落排水施設新規加入届を提出 1部……………申請者
添付書類 位置図（公共柵設置予定位置を記入してください。）

新規加入届提出前に、下水道課と事前協議されることをお勧めします。

- 2 加入が可能か検討……………綾部市下水道課

加入が可能と判断しましたら、受益者分担金納付書を発送します。
申請から納付書発送まで、2週間程度かかります。
加入が不可能と判断した場合は、別途連絡します。

- 3 受益者分担金納付書の発送……………綾部市下水道課

- 4 受益者分担金の納付……………申請者

納付書発行日から、2週間以内に納付してください。

- 5 行為(変更)許可申請書を提出 1部……………申請者
添付書類 位置図
 平面図
 横断図
 構造図
 展開図
 その他 市が必要とする図面

- 6 申請内容の確認……………綾部市下水道課

申請書提出から決定通知書発送まで、1週間程度かかります。

- 7 行為(変更)決定通知書を発送……………綾部市下水道課

- 8 道路占用図面を作成し提出 3部……………申請者
作成書類 位置図
横断図
平面図
構造図
展開図
現況写真
その他 市が必要とする書類

- 9 道路管理者に占用申請……………綾部市下水道課

申請者が占用図面提出後、2週間以内に道路管理者に提出します。

※道路管理者から修正の依頼があった場合は申請者が修正してください。

- 10 道路管理者審査……………各道路管理者

各道路管理者の審査には、2週間から1か月以上かかる場合があります。

※お急ぎの場合は、申請者が各道路管理者と事前協議されることをお勧めします。

- 11 占用許可証発行……………各道路管理者

- 12 占用許可証受理……………綾部市下水道課
下水道課から申請者に占用許可証を受理したことを連絡します。

- 13 道路使用許可証の提出……………申請者
申請者において警察の道路使用許可の申請を行ってください。
道路使用許可証の写しを下水道課に提出してください。
道路証許可証の写し 1部

- 14 着手届作成・提出……………綾部市下水道課

道路使用許可証の写し提出から着手届作成期間として、1週間程度かかります。

- 15 使用材料書類の提出 1部……………申請者
使用材料書類を提出してください。
・使用材料が変更になる場合は使用前に使用材料書類を提出してください。

- 16 使用材料の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・綾部市下水道課
提出のあった使用材料書類の確認を行います。

工事材料書類提出から確認完了まで、1週間程度です。
確認後、工事開始許可を電話連絡します。

- 17 公共枿設置工事開始を許可・・・・・・・・・・・・・・・・綾部市下水道課

- 18 公共枿設置工事開始・・・・・・・・・・・・・・・・申請者
物件設置の工事を行う際に、以下の作業について立会・確認を行いますので、
施工日を事前(数日前)に連絡してください。

また、施工日において、以下の作業前(約30分前)には連絡をお願いします。

- ・穿孔コア確認(コア及び切片)
- ・取出し管勾配確認
- ・公共汚水ます立て管確認
- ・公共汚水ます水平確認

工事個所の近隣への周知や通行止めの手続きは申請者で行ってください。

- 19 公共枿設置工事完了・・・・・・・・・・・・・・・・申請者

- ・工事完了後7日以内に下記書類を提出してください。

行為完了届 1部

出来高図面 1部

工事写真(カラー印刷) 1部

工事写真印刷分の写真画像データ(CDR) 1部

使用材料書類 1部(提出済みの場合は不要)

綾部市発注の公共工事管理基準程度の、工事写真を提出してください。
写真データは写真帳形式ではなく、画像データで提出してください。

※工事写真について

- ・着工前三方向(正面、左右で3枚)
- ・完成三方向(正面、左右で3枚)
- ・アスファルト舗装取壊(切断状況、取り壊し状況、殻積み込み状況)
- ・アスファルト舗装復旧(着工前、施工状況、出来形)

- ・土工(掘削状況、掘削出来形検測、軽量鋼矢板建て込み状況、埋戻し転圧状況)
- ・穿孔状況(本管穿孔前、穿孔状況、コア確認、機械式支管取り付け状況、完了)
- ・管設置延長検測(勾配定規の気泡も撮影、全長がわかる写真)
- ・占用延長検測
- ・公共汚水ます設置状況(垂直・水平の設置確認)
- ・交通誘導員・看板配置状況

20 下水道施設寄附採納願の提出・・・・・・・・・・・・・・・・申請者

- ・工事完了後には、下水道施設寄附採納願を提出してください。

下水道施設寄附採納願 1部

寄附対象物件がわかる図面 1部

下水道施設寄附採納願の提出日は、空欄で提出してください。

(提出日は排水設備使用開始日となるため)

工事費は消費税込み金額で記入してください。

公共樹設置の基準等

公共樹の設置にあたっては次のとおりとします。

- ・公共汚水ますは、フリーインバートタイプを標準とします。
- ・管材の継手はゴム輪継手の製品を使用してください。また、本管からの取付支管は機械式のものを使用してください。
- ・公共汚水ますの蓋は、綾部市農業集落排水の指定のものはありません。また、必要に応じて鉄蓋を設置してください。
- ・取付管の勾配は1.0%以上確保してください。
- ・宅内の排水設備の管路勾配が2.0%以上確保できるように高さ設定を行ってください。
- ・本管からの取付支管は、既設取付支管から芯々で0.7m以上離して設置してください。また、本管継目及びマンホールからは、端部と取付管芯を0.7m以上離してください。
- ・舗装復旧については、仮復旧、本復旧とも、道路管理者の指示に従ってください。
- ・物件設置に係る施工箇所付近の構造物及び地下埋設物については、申請者の責任で、調査・管理者との協議を十分に行った上で施工してください。

・掘削深が 1.5mを超える場合は土留工を設けて施工してください。

排水設備計画確認書の提出

公共柵設置後、排水設備工事を行う時は「排水設備計画確認書」を申請者より提出し、工事の実施の許可を受けてください。

排水設備とは………家庭の水洗トイレ・台所・お風呂などから排水される汚水(し尿及び生活雑排水)を集めて、農業集落排水へ流すための排水管や汚水ますのこと。

排水設備工事とは……排水設備工事(水洗トイレへの改造、排水器具の設置等)は「綾部市下水道排水設備指定業者」(以下「指定業者」という。)以外の者が行うことはできません。

工務店等に新築・改築工事の依頼をされる場合は、排水設備の工事を行う者が指定業者であるか確認をしてください。(指定業者の一覧表は、綾部市ホームページに掲載があります。)

使用料

使用開始は、排水設備工事完了検査後となります。検査完了後からは使用料が発生します。